令和８年 11 月
物流・自動車局

「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」の一部改正について

１．背景

令和８年６月、国際連合自動車基準調和世界フォーラム第 199 回会合において、「自動運行装置に係る協定規則※（第 185 号）」が新たに採択されたことを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）等の関係法令を改正することとしている。

これを受けて、改正後の自動運行装置の保安基準等を踏まえた走行環境条件の付与（第 31 条の２の２の規定に基づき、国土交通大臣又は地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が行う自動運行装置への条件の付与をいう。以下同じ。）に必要な手続き等の見直しを行う必要があるため、「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和２年３月 31 日付自技第 269 号）について、所要の改正を行う。

※車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則

２．概要

（１）走行環境条件の付与に必要な添付書類

施行規則第 31 条の２の２第２項に規定する走行環境条件の付与に必要な書類として、以下を添付しなければならないこととする。

- 自動運行装置の型式の指定、自動運行装置を備えようとする特定共通構造部又は自動車の型式の指定、特定改造等の許可等に係る申請をする者にあっては、協定規則第 185 号の規則 7.1.（安全管理システム）及び規則 7.4.（実運用後の安全管理）に掲げる要件に適合していることを証する書類
- 自動運行装置を備えようとする自動車について新規検査若しくは予備検査を受けようとする者（上記申請をする者を除く。）又は使用過程車に新たに自動運行装置を備えようとする者にあっては、同規則の規定内容に準ずる要件に適合していることを証する書類

（２）その他

その他所要の改正を行う。

３．今後のスケジュール（予定）

改　正：令和８年 12 月 25 日（金）
施　行：令和９年１月 30 日（土）